

神戸市会政務活動費検査員
2025 年度分検査報告書

1. 検査の意義・概要

【検査の意義】

「神戸市会政務活動費の交付等に関する条例」第1条の2に規定されており、会派は、政務活動費の使途について透明性を確保し、市民に対する説明責任を果たす責務を有している。

そして、政務活動費の支出は、「神戸市会政務活動費の交付等に関する条例」「神戸市会政務活動費経理要綱」「政務活動費の手引き」など市会にて制定・決定した基準に合致すると会派が判断した場合に限り、その決定がなされるものとされている。すなわち、支出決定者（会派の代表者）は、政務活動費の支出の決定について、責任をもって慎重に判断し、政務活動費を適正に執行する義務を有していると言える。

検査員による検査は、このような政務活動費の執行が関係法令等に基づき適正な手続きにより行われているかを、領収書その他の証拠書類に基づいて第三者の立場から確認するものである。これにより、会派による政務活動費の適正な執行を客観的に検証し、執行の透明性及び適正性の確保に資することができると考える。

【検査の概要】

(1) 検査実施日

2026年6月18日、19日（中間検査を2025年12月11日に実施）

(2) 検査員

議長の検査を補佐する検査員として議長から委嘱を受けた以下の3名（近畿税理士会所属会員かつ登録政治資金監査人の中から同会が推薦した3名を委嘱。五十音順）

神村 昌克

土師 弘之（統括検査員）

森清 聡啓

(3) 検査方法

- ① 検査は、10万円以上の支出については全件について実施し、10万円未満の支出については無作為抽出により実施する。
- ② 検査は、違法、不当な支出など政務活動費の返還が必要となるものの検知を中心として実施する。

2. 検査の結果

2025 年度の政務活動費の執行については、関係書類等に基づき検査を実施した結果、違法、不当な支出など政務活動費の返還が必要となる指摘事項は確認されなかった。

3. 総括

政務活動費は、市民が納めた税金が原資であることから、単に制度や手続きに適合しているだけでなく、その使用に当たっては、常に市民目線に立ち、高い倫理観の下、その趣旨・目的に沿った効果的かつ適正な執行が求められる。

会派広報印刷物などにおいて、同様の注意喚起が複数回行われてきているものの、今回の検査でもその改善が十分に進んでいない事例が見受けられた。

また、社会の急速なデジタル化の進展に伴い、政務活動においてもデジタルサービスやソフトウェアの活用が広がっているが、現行規程では想定されていない支出や運用形態も見られ、今後も増加することが予想される。

さらに、備品の購入や海外における管外調査の旅費は価格比較の対象となっているが、その他にも高額な支出が散見される。業者選定の透明性の確保及び支出金額の妥当性を検証する観点から、価格比較の対象についても、今後十分な検討が必要であると考ええる。

市民からの信頼と期待に引き続き応えていくためには、社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じて規程等の見直しを行うとともに、市民感覚との整合にも配慮しながら、より一層適正な政務活動費の執行に努めていただきたい。